

## 事例研究～中国ビジネス法務

(第95回)

「事業者団体価格行為ガイドライン」の正式公布  
日系企業間での活動展開への影響北京市大地律師事務所 / 日本部  
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

今年3月にパブリックコメントが募集された「事業者団体価格行為ガイドライン」(以下「ガイドライン」という)が、7月20日、中国国家発展改革委員会(以下「発改委」という)より正式に公布されました。「ガイドライン」は多くの独占行為について規定する内容で、日系企業に大変注目されるものとなっています。今回はその主な内容と影響について解説いたします。

## ◇中国国内の各種事業者団体も独占禁止法による取り締まりの重点対象に

近年、発改委が行った価格の監督管理、独占禁止にかかる取り締まりの過程で、事業者団体が価格及び独占禁止にかかる法令に抵触する状況が多発していることがわかり、市場競争の秩序が損なわれ、企業の負担を増しているとして、各界から強い反響が寄せられていました。

6月27日付掲載の第92回「電力価格独占をめぐる初の事件/山西省が電力会社に対し行政処分」で紹介いたしました、山西省電力協会が主導してその会員企業と価格カルテルを行ったケースは、「ガイドライン」と最も密接に関係し、広く注目される事件となりました(特に山西省電力協会が調査の中で政府に強く対抗する手段をとった点)。これ以外にも、保険、製紙、不動産仲介、貴金属販売など複数の産業においても、独占禁止法取締機関により事業者団体に独占禁止処分の決定が下されたケースが数多くあります。

## ◇当該「ガイドライン」のポイント

中国の独占禁止法第16条には「事業者団体では所属業界の経営者は本章に禁止する独占行為を行うよう主導してはならない」という規定がされているのみで、経営者が事業者団体にカルテルを実施させる具体的な形式については規定されていないため、法律の適用に不確定性があり、事業者団体には行為の適法性が判断しにくい状況となっていました。そこで法律の適用に関する基準を明確化する目的で、この度「ガイドライン」が制定されたようです。

## 1. 適用対象について

「ガイドライン」第1条では、これを適用する「事業者団体」とは通常、県級以上の人民政府の社会团体登記管理機関にて法にのっとり登記された社会团体法人を言うものとされています。しかし、次に挙げる理由から、社会团体法人として登記していない業界や企業間組織も、「ガイドライン」と全く関係がないとはいえません。

- (1) 事業者団体への処分が行われたケースにおいて、事業者団体と関連する業界や企業はまとめて処分の対象となることが多く、企業も「ガイドライン」実施の影響を受けることになる。
- (2) 「ガイドライン」の内容は、取締機関の一般企業に対する独占禁止にかかる取り締まりの傾向を反映するものとなっている。

## 2. 「ガイドライン」に規定される法的リスクのある行為(抜粋)

- (1) 以下の行為は明らかな違法行為であり、リスクは極めて高いものとなる。

- ① 業界の経営者が価格カルテルを行うよう主導する。
- ② 会員間の価格情報交換を主導する。
- ③ 統一の優遇条件または期限を設けるよう主導する。
- ④ 業界内で誘導性のある価格を公表する。
- ⑤ 価格計算の公式公表する事によりコスト構成、利益率等の要素を限定する。価格競争を排除、制限する規則、決定、通知、基準等を制定する。

- ① 業界内の懲戒メカニズムにより 経営者の価格カルテル実施を保証または促進する。
- ② 業界または川上・川下業界について、虚偽の価格上昇情報や生産経営コストを公表し、商品またはサービスの価格の過急、過大な価格上昇を直接または間接的に促進する。
- ③ 会員または業界内のその他経営者に買いためさせて市場への供給の逼迫や価格の異常な変動を招く。

- (2) 事業者団体が価格情報を公表する行為は、社会の一般大衆の価格予測や正常な市場価格秩序に影響を及ぼす可能性がある。
- (3) 事業者協会が価格情報を公表する行為により、業界内経営者間で価格カルテルが行われやすくなる。

#### ◇日系企業へのアドバイス

現在、中国国内には多くの日系企業が設けた商業・業界団体、倶楽部、特殊な集会等の各種の企業間組織があり、定期的に交流会や懇親会等が開催され、多様な形で情報交換が行われています。この度の「ガイドライン」公布を受けて、日系企業の関連組織が活動を行うにあたっては、独占禁止法や「ガイドライン」への違反が疑われるような行為や内容は回避するよう、さまざまな事項に注意が必要になるかと思われます。

### アルゼンチンでセメント工場受注＝中材国際

7日付の中国紙、中国証券報(A7面)などによると、上海証取に上場するエンジニアリング会社の中国中材国際工程(北京市)はこのほど、アルゼンチンのLoma Negra社からセメント工場の建設工事をEPC(設計・調達・建設)方式で受注した。受注総額は18億7700万元。

ブエノスアイレス州に工場を建設する。石灰石の粉砕からセメント工場の建設まで請け負う。工期は31カ月の予定。

中材国際は、セメント設備からセメント工場の建設工事まで一貫して手掛けている。特に海外で受注を拡大しており、6月にナイジェリアで2億4900万米ドルの工事を受注したばかり。(上海時事)

### 7社のIPO許可＝中国証監会

5日付の中国紙、中国証券報(A2面)などによると、中国証券監督管理委員会(中国証監会)は4日、国内7社の新規株式公開(IPO)を認可した。7社は上海証取と深セン証取にそれぞれ上場する予定で、調達総額は最大28億元と見込まれる。

上海証取に上場するのは、原薬・医薬品中間体メーカーの浙江聖達生物薬業(浙江省台州市)、医薬品開発受託機関(CRO)で国内大手の北京昭衍新薬研究中心(北京市)、日系自動車メーカー向けに自動車部品の輸送サービスを手掛ける広東原尚物流(広東省広州市)の3社。

深セン証取の中小企業ボードに上場するのは、熱供給業者の北京華遠意通熱力科技(北京市)、リン酸塩などを生産する貴州川恒化工(貴州市福泉市)の2社。

自動車ベアリングで国内大手の浙江兆豊機電(浙江省杭州市)、機械部品メーカーの成都愛樂達航空製造(四川省成都市)の2社が、深セン証取の新興企業向け市場「創業板」に上場する。(上海時事)

### 中国の新エネルギー車公共充電スポット、16万基突破

中国国営新華社通信が7日までに報じたところによると、中国の新エネルギー車(NEV)公共充電スポット数は、2017年5月時点で16万1000基に達した。

中国自動車工業輸出入会社の◆(刑のつくりがこざとへん)偉強・副総経理によると、NEV登録台数はこれまでに100万4000台と、世界の50%超を占めた。

17年上半期(1～6月)のNEV販売台数は19万5000台で、うち電気自動車(EV)の割合は75%。20年の販売台数は150万台と見込まれている。(上海時事)